

入国管理今昔
～行政書士の申請取次ぎ～

平成26年3月10日
行政書士 林 幹

入管業務を行っている行政書士のなかには、“申請取次行政書士”、“東京入国管理局届出済行政書士”といった名称を名刺などに記載している者がいる。私自身はそのような“肩書”“資格”を特段名乗っていないのだから、入国在留申請の申請取次ぎを行っている。では、これらはどのような“地位”“資格”なのであろうか。“申請取次”と、“申請代理”とはどこが違うのか。そのような“資格”を取得するためには何が求められるのか。

今回は、行政書士の入管業務に不可欠の申請取次ぎについて詳述したい。

入管法は、申請する外国人の同一性と申請意思の確認などのため、本人出頭主義を採用する。すなわち、原則として、外国人は地方入国管理局に自ら出向いて申請を行う必要がある。行政書士は、行政庁に対する許認可申請の代理権を有するが、入国在留申請については入管法の本人出頭主義が優先し、代理申請はできないとされている。

本人出頭主義の例外として、本人の法定代理人による申請のほかに、「地方入国管理局長において相当と認める場合」には、外国人は、地方入国管理局に出頭することは要しないとされている。「地方入国管理局長において相当と認める場合」とは、次の（１）及び（２）に当たる者が外国人に代わって申請書及び提出資料（立証資料）の提出を行う場合である（入管法施行規則第6条第4項等）。

（１）地方入国管理局長が相当と認める者

- ア 企業、学校、技能実習の監理団体又は実習実施機関等の職員で申請取次ぎを認められた者
- イ 旅行業者で申請取次ぎを認められた者
- ウ 申請取次対象公益法人の職員で申請取次ぎを認められた者

(2) 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た者

「申請の取次」ないし「申請取次ぎ」とは、この(1)又は(2)に当たる者が、申請人の外国人に代わって申請書及び提出資料(立証資料)の提出を行うことを意味する。代わって申請すること(代理)ではなく、申請書等の提出を代わって行うことである。申請代理が依頼者から委任状を交付され、代理人の名前で申請するのに対し、申請取次は、依頼者が署名した申請書等を依頼者に代わって入管に提出するに過ぎないので、委任状は不要とされている。申請取次は、行政書士法を根拠とするものではなく、入管法施行規則によって行政書士に認められた業務(行政書士法を根拠としないという意味で“法定外業務”と呼ぶ論者もいる。)であるが、それ自体は申請書・提出資料の提出行為のみを意味し、それら書類の作成自体は行政書士法を根拠として行政書士に認められている。

行政書士ならすべからず申請取次ぎができるわけではない。所属する行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出る必要がある。各都道府県行政書士会は、地方入国管理局長にこの届出を行う条件として、行政書士に日本行政書士会連合会が実施する研修会受講とその際行われる効果測定で一定の点数を取得することを求めている。これは、入国在留申請の取次ぎを適切に行うに足る能力を各行政書士が有することを担保し、適正な出入国管理行政の実現に図ろうとするためである。

現在では、申請取次ぎを行うことができる行政書士は、次に①から⑫の申請等の取り次ぎすべてを行うことができる。この点、企業、学校、技能実習の監理団体又は実習実施機関等の職員で申請取次ぎを認められた者(ア)は、①及び⑥ができず、旅行業者で申請取次ぎを認められた者(イ)は、再入国許可申請のみしかできない。申請取次対象公益法人(の職員で申請取次ぎを認められた者(ウ)は、行政書士と同じく①から⑫の申請等の取り次ぎができる。

- ①在留資格認定証明書の交付申請
- ②在留資格変更許可申請
- ③在留期間更新許可申請
- ④在留資格取得許可申請

- ⑤在留資格の取得による永住許可申請
- ⑥在留資格の変更による永住許可申請
- ⑦再入国許可申請
- ⑧資格外活動許可申請
- ⑨就労資格証明書の交付申請
- ⑩申請内容の変更申出
- ⑪在留資格の抹消手続
- ⑫証印転記の願出

申請取次制度は増大する外国人に対応するため、昭和62年5月、入管法施行規則が改正され申請取次制度が導入されたが、当初は、企業・団体・学校等の職員で法務大臣が適当と認めるもの及び旅行業者で法務大臣が適当と認めるものによる申請の取次ぎのみが可能であった。平成元年6月に至って行政書士で法務大臣が適当と認めるものも申請の取次ぎが可能となったが、当時は、②③⑤⑥⑦についてのみであった。しかし、その後順次、行政書士による取り次ぎが可能な申請が追加され、平成2年6月の平成元年入管法施行の際、⑨が可能になり、平成6年2月、①の申請を取り次ぐことができるようになった。

かつて行政書士が申請取次ぎを行うためには、地方入国管理局長による個別の承認が必要とされ、行政書士は（1）の類型に属していた。個別の承認の条件として入管協会が実施する研修会の受講が義務付けられていた。しかし、平成16年12月10日の入管法施行規則改正（平成17年1月31日施行）により、（2）の類型が新設され、行政書士は、弁護士とともに（2）の類型に位置づけられた。これは、行政書士が（1）の類型に属する企業な学校の申請取次者と異なり、日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会による適切な指導を通じて、各行政書士が業務の適正を図ることができるとされたからである。

現状では行政書士の関与が認められていない、行政書士法に基づく聴聞代理として、上陸特別許可・在留特別許可における口頭審理の代理、在留資格の取消手続の代理などが許されると解釈できる余地もある。これらの業務へ行政書士の参入が認められるよう、申請を取り次ぐ関係法令の理解など実務能力の更なる向上が不可避であることは論を俟たない。

以上